

第25回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月10日（金）午後2時から午後2時46分
2. 開催場所 相馬市役所 正庁（3階）
3. 出席した農業委員（11人）

会 長	14番	前 川 正 人		
委 員	2番	唯 野 哲 夫	3番	目 黒 正 一
	5番	佐 藤 雄 一	6番	三 國 実 加 子
	7番	丹 野 義 基	8番	佐 藤 陽 子
	9番	岩 本 一 夫	10番	後 藤 義 昭
	11番	山 田 秀 晴	12番	武 島 竜 太
4. 欠席した農業委員（1人）

	13番	菅 野 忠
--	-----	-------
5. 遅参した農業委員（0人）
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	四 栗 和 広
事務局次長兼農業振興係長	渡 部 賢 治
事務局農地係長	佐々木 国 秀
事務局主事	芳 賀 純 平

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 報告事項について

(1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について

(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第5号 令和2年度第3号農用地利用集積計画について

議案第6号 特定農地貸付けの承認申請について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻になりましたので、全員ご起立を願います。
 一同「礼」。着席願います。

議 長 本日は、第25回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。
 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第25回相馬市農業委員会総会を開会いたします。
 本日の欠席の届出は、13番菅野忠委員です。続いて、遅参の届出はございません。
 日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。
 局長。

事務局長 それでは、私のほうから先月総会日以降の諸般についてご報告申し上げます。6月12日金曜日であります。総会後に農業委員会だより編集委員会を開催しております。6月16日火曜日あります。ふくしま未来農業協同組合相馬中村営農センターにおいて、相馬中村支部長会会長会議が開催され、次長、係長、私が出席し、今年度予定の農業委員、農地利用最適化推進委員の推薦募集等について説明してまいりました。この会議出席について、山田委員には日程調整をしていただきましたことに感謝申し上げます。6月18日木曜日あります。パルセいいざかにおいて福島県農業会議第97回通常総会並びに臨時理事会が開催されまして、会長が出席しております。6月24日水曜日開催予定の第52回常設審議委員会は書面決議となりました。6月29日月曜日あります。議案を配布させていただいております。6月30日火曜日あります。災害対策復興会議が開催されまして、会長が出席しております。7月3日金曜日あります。福島県環境創造センター環境放射線センターにおいて、令和2年度第1回相馬地域担い手育成・集落営農推進連絡会議が開催され、私が出席しております。7月6日月曜日あります。本日の総会に向けて、現地調査を行っております。報告は以上でございます。

議 長 次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。7番丹野義基

委員、8番佐藤陽子委員のご両名を指名いたします。

次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に日程第4、議事に入ります。報告第1号報告事項についてを議題といたします。(1)農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について、(2)農地転用許可に係る工事完了報告について、(3)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、(4)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第1号報告事項について、事務局よりご報告いたします。

(1)農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について、今月は2件の届出を受理いたしました。概要につきましては議案書記載のとおりでございます。通常、農地に建物を建築する場合には農地の転用許可を受ける必要がありますが、面積が2アールを超えない農業用施設に限り、届出のみで農業用施設の建築が可能となるものでございます。(2)農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は3件の報告を受理いたしました。概要につきましては議案書記載のとおりでございます。(3)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は2件の届出を受理いたしました。権利取得事由につきましては、1番案件が遺贈によるものであり、2番案件が相続によるもので、どちらも農業委員会によるあっせんの希望はございません。(4)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は2件の届出を受理いたしました。こちらは農地の賃貸借の解約となっております。解約理由につきましては、1番案件、2番案件ともに農地法第5条申請のためとなっております。報告は以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より審査内容をご説明申し上げます。

はじめに1番案件です。申請人及び申請地は議案書に記載のとおりでございます。事業概要は、一般住宅敷地用地を整備するものであり、工事期間は許可の日から8ヶ月を予定しております。申請地は都市計画法に基づく第1種住居地域に指定されております。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、6月25日付けで、道路法第24条承認及び第32条許可済みとなっております。書類審査の結果は各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして2番案件です。申請人及び申請地は議案書に記載のとおりでございます。事業概要は、集合住宅(2棟)、駐車場用地を整備するものであり、工事期間は許可の日から8ヶ月を予定しております。申請地は都市計画法に基づく第1種住居地域に指定されております。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、6月25日付けで、道路法第24条承認及び第32条許可済みとなっております。書類審査の結果は各項目ともに問題ないと判断いたしました。

最後に3番案件です。申請人及び申請地は議案書に記載のとおりでございます。事業概要は、集合住宅(1棟)、駐車場用地を整備するものであり、工事期間は許可の日から6ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりです。書類審査の結果は各項目ともに問題ないと判断いたしました。以上でございます。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。7番丹野義基委員願います。

7 番

議案第1号1番案件から3番案件についてご報告いたします。去る7月6日に、9番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を行いましたので、結果をご報告いたします。最初に1番案件について、申請人、申請地等については、議案書記載のとおりです。転用後の用途は一般住宅敷地用地となっております。許可基準第1号の立地基準について、申請地は非線引き都市計画用途地域内の第1種住居地域内の農地でありますので第3種農地のため、立地基準は要件を満たしております。従って、許可基準第2号は該当しません。続いて許可基準第4号は、議案書記載のとおりの方策で、また、周辺は宅地化しており、支障となる農地がないことから、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから許可相当と判断いたしました。

続いて2番案件について、申請人の住所、氏名、申請地の所在等は、議案書記載のとおり1番案件同様の申請人、申請地となっております。転用後の用途は、集合住宅とその駐車場用地になります。許可基準第1号の立地基準について、申請地は1番案件と同じ第1種住居地域内にある農地であることから、第3種農地のため、立地基準は要件を満たしております。許可基準第2号は該当しません。許可基準第4号は、議案書記載のとおりの方策で周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから許可相当と判断いたしました。

次に3番案件について報告いたします。申請人の住所、氏名、申請地等の所在や転用後の用途等は、議案書に記載のとおりですが、申請地の所在により集合住宅地と駐車場用地において、それぞれ許可基準第1号の立地基準について違いがあることを報告いたします。まず、申請地の集合住宅予定地の程田字藪内前についてですが、許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地なので第1種農地であります。しかしこの案件は、不許可の例外事業の集落接続事業に該当する転用計画です。賃貸住宅であっても、申請人が集落内に居住し、生業としてアパート経営する場合も該当するものです。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、代替地の検討結果もあり妥当と判断しました。次の

申請地の程田字観音前の駐車場用地でありますが許可基準第1号の立地基準について、申請地は飯豊小学校や飯豊幼稚園等があり、約100メートルの位置にあります。また、隣接する市道は幅員が4メートル以上あり、上下水道が布設されているため、第3種農地となる公共施設便益区域内農地の要件に該当し、立地基準は満たしております。従って、許可基準第2号は該当しませんが、代替地の検討結果もあり妥当と判断しました。この様に申請地の所在により許可基準第1号の立地基準について、第1種農地と第3種農地と異なりますが、ともに立地基準は満たしております。続いて許可基準第4号は、議案書記載のと通りの対策で、また、申請地は住宅地に隣接していることから、集団農地の分断はなく、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当と決せられました。

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について、事務局より審査内容をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は議案書に記載のとおりでございます。当初計画者は、昭和53年12月11日付けで農地法第5条に基づく転用許可を受けておりますが、今般、議案書記載の理由により、自己住宅建築が困難となり、事業継続を断念せざるを得ないため、事業計画を変更するもので、議案第3号1番案件と関連がございます。変更後の事業計画は、継承者が新たに駐車場用地を整備するものでございます。現地調査におきまして、議案書記載の(ア)から(カ)までの事業計画変更の承認要件を確認してまいりました。

続いて2番案件です。申請人及び申請地は議案書に記載のとおりでございます。当初計画者は、令和元年5月14日付けで農地法第5条に基づく一時転用許可を受けておりますが、今般、議案書記載の理由により、当初計画していた工事完了期間内に事業完了が困難であることから、一時転用期間を延長するものでございます。現地調査におきまして、議案書記載の(ア)から(ウ)までの事業計画変更の承認要件を確認してまいりました。事務局からの説明は以上でございます。

議長

続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。7番丹野義基委員お願いします。

7番

1番案件及び2番案件についてご報告いたします。去る7月6日に、9番委員、事務局とともに現地調査を行ってきましたので、結果を報告いたします。1番案件について、申請人の住所、氏名、そして申請地の所在等は議案書記載のとおりです。この事業計画変更は、自己住宅用地から駐車場用地への土地利用計画の変更です。事務局から説明のあった議案書に記載の事業計画変更の承認要件にある(ア)から(カ)の内容に基づいて確認したところ、(ア)につきましても、当初計画者は自己住宅用地として予定していたが、別の土地に住宅を建築したため計画が不要となったことから、許可を取り消して元の所有者に返還しても効率的に農業ができる状態ではないと判断いたしました。(イ)から(カ)については、議案書記載のとおり、やむを得ないものと判断しました。以上のことから、承認となる6つの要件をすべて満たしておりますので、事

業計画変更承認申請は「承認相当」と判断いたしました。

続いて、2番案件について報告いたします。申請人の住所、氏名そして申請地の所在等は議案書記載のとおりです。この事業計画変更は、工事が遅れている事からの一時転用の期間の延長という事であります。事務局から説明のあった、議案書記載の事業計画変更の承認要件にある（ア）から（ウ）の内容に基づいて確認したところ、議案書に記載のとおり、3つの要件をすべて満たすものと判断いたしました。以上のことから、事業計画変更承認申請は「承認相当」と判断しました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、承認することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし。」との声 ）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請については、承認することに決せられました。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容等をご説明申し上げます。

1番案件ですが、こちらは先ほど議決をいただきました議案第2号1番案件と関連がございます。申請人及び申請地は、議案書記載のとおりでございます。権利の取得者が、駐車場用地を整備す

るものであり、工事期間は許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(売買)になります。申請地は都市計画法に基づく「第1種中高層住居専用地域」に指定されております。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりです。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして2番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、貸駐車場用地を整備するものであり、工事期間は許可の日から10ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、賃借権の設定(20年間)になります。申請地は都市計画法に基づく「第1種低層住居専用地域」に指定されております。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりです。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして3番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、自己住宅用地、駐車場、通路用地を整備するものであり、工事期間は許可の日から3ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(贈与)になります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりです。添付書類として、地元水利組合の排水同意書を提出いただいております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

最後に4番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、太陽光発電設備用地を整備するものであり、工事期間は許可の日から5ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、賃借権の設定(20年間)になります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考欄に記載のとおり、東北経済産業局の再生可能エネルギー発電事業計画認定の写し、東北電力の太陽発電設備系統連系承諾を確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。以上でございます。

議長

続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。7番丹野義基委員願います。

7 番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件について報告いたします。去る7月6日に9番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を行ってきましたので、その結果を報告いたします。申請人の住所、氏名そして申請地の所在や転用後の用途等は議案書に記載のとおりです。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(売買)となっております。許可基準第1号について、申請地は非線引き都市計画用途地域内の第1種中高層住居専用地域内にある農地でありますので、第3種農地のため、立地基準は満たしております。したがって許可基準第2号は該当しません。続いて許可基準第4号は議案書に記載のと通りの対策で、また、周辺は宅地化しているため、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも現地調査において意見なしとの回答をいただいております。以上のことから許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続いて、担当委員举手願います。9番岩本一夫委員願います。

9 番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、2番案件から4番案件についてご報告いたします。はじめに2番案件について報告いたします。去る7月6日に7番委員、事務局とともに農地の周辺の現地調査を行いましたので、担当委員を代表してその結果を報告いたします。申請人、申請地等については議案書に記載のとおりでございます。権利の設定内容は賃借権の設定(20年間)になります。許可基準第1号の立地基準について、申請地は都市計画用途区域内の農地であり、第3種農地になります。許可基準第2号は、非該当です。以上のことから立地基準は満たしております。続いて許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。許可基準第5号は該当なしです。また、事前に地区担当の推進委員からも、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから許可相当と判断いたしました。

次に3番案件について報告いたします。申請人、申請地等については議案書に記載のとおりでございます。権利の設定内容は所有権の移転(贈与)になります。許可基準第1号の立地基準について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地であります。しかし、この案件は、

不許可の例外事業の集落接続事業に該当する転用計画です。許可基準第2号は非該当ですが、代替地の検討結果もあり、妥当と判断しました。以上のことから立地基準は満たしております。続いて許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。許可基準第5号は該当なしです。また、事前に地区担当の推進委員からも、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから許可相当と判断いたしました。

次に4番案件について報告いたします。申請人、申請地等については議案書に記載のとおりでございます。権利の設定内容は賃借権の設定(20年間)になります。許可基準第1号の立地基準について、申請地は日立木駅から300メートル以内にある農地のため、第3種農地、公共施設至近距離区域内農地であります。許可基準第2号は非該当です。以上のことから立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。許可基準第5号は該当なしです。また、事前に地区担当の推進委員から意見なしとの回答をいただいております。以上のことから許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決せられました。

次に、議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号13番までの13件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局よりご説明いたします。参考資料と赤字で書かれた資料の裏面をご覧ください。こちらは農林水産省通知における非農地判断手続きの流れを図解で示したものになります。こちらの図の赤枠で囲まれた「農地」に該当するか否かの判断という箇所について、これから議決していただく訳ですが、判断の流れとしましては、毎年農業委員会で実施している利用状況調査にて農地としての復旧が困難及び耕作が難しい農地、いわゆるB分類農地として判断された農地について、所有者の方に対し非農地判断を行う旨の事前通知をさせていただきます。その後、農業委員会で対象地の現地調査を行い、総会にて「農地」に該当するか否かの判断について議決をしていただきます。なお、農地に該当するか否かの判断基準につきましては、現況確認証明申請と同様の判断基準となっております。次に非農地と判断された土地につきましては、土地所有者に対して「非農地通知書」を交付するとともに、法務局へ「非農地通知一覧表」を送付することとされています。それでは、資料を裏返していただき、参考資料と赤字で書かれた資料を表にしてご準備ください。事務局からの説明は以上でございます。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。9番岩本一夫委員願います。

9 番 議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についての調査結果をご報告いたします。去る7月6日、7番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を実施いたしま

した。番号1番から番号13番まですべて非農地と判断いたしました。番号3番、4番、7番、8番の4件については、現況が原野化しており、「原野」と判断いたしました。その他の9件については、現況が山林化しており、「山林」と判断いたしました。以上報告いたします。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり「非農地」と判断することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり「非農地」と判断することに決せられました。

次に、議案第5号令和2年度第3号農用地利用集積計画についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号3番までの3件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題としたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号令和2年度第3号農用地利用集積計画について、番号1番から番号3番までの3件について、事務局よりご説明いた

します。設定人及び被設定人につきましては、議案書に記載のとおりでございまして、いずれも農地中間管理機構による借入、転貸一括方式による新規の利用権設定でございます。農業委員会の決定事項であります農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定は、すべて満たしております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号令和2年度第3号農
用地利用集積計画については、同意することに決せられました。

次に、議案第6号特定農地貸付けの承認申請についてを議題と
いたします。事務局より申請内容等について説明を求めます。事務
局。

事務局 それでは、議案第6号特定農地貸付けの承認申請について、事務
局より申請内容等をご説明申し上げます。

この案件は、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法
律に基づくもので、市民農園を開設するための申請となっております。
相馬市においては、初めてとなる申請となりますので、ま
ず、法律のしくみや開設の手続き等について説明させていただきます。
議案書を配布させていただいた際に、同封しております補足
説明資料をお手元にご準備ください。こちらの資料は、農林水産省
のホームページに掲載されている資料を抜粋した資料となります。
2ページ目をご覧ください。まず、法律のしくみですが、通常、農

地を賃借等する場合、農地法の許可を得る必要がありますが、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律に基づき、農地を賃借等する場合、すなわち市民農園を開設する場合につきましては、農地法の許可を不要とするものです。特定農地貸付の定義、特定農地貸付である要件は同法第2条第2項に明記されております。資料の中ほどに記載のとおりであり、①10アール未満の貸付であること、②相当数の者を対象とした貸付であること、③貸付期間が5年を超えないこと、④利用者が行う農作物の栽培が営利目的でないこと、とされています。また、資料には記載されておませんが、地方公共団体等と貸付協定を締結していること、以上が要件として定義されております。

次に、農業委員会の承認にあたり、承認するための要件につきましては、同法第3条第3項に明記されており、市民農園の位置が農業者による農地の利用を分断しないこと、利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正であること、貸付条件が違法不当な場合でないこと、所有権以外の権利がないこと（賃借権等の権利が設定されていないこと）、の要件を満たす場合は、承認するものとする。とされております。

次に、開設の手続きですが、3ページ目をご覧ください。開設の方法は大きく分けて3つの方法がございます。1. 地方公共団体及び農業協同組合が実施する場合、2. 自己所有の農地で開設する場合、3. 農地を借りて開設する場合の3つの方法がございます。今回は、赤枠で囲まれている、3. 農地を借りて開設する場合の手続きとなります。現在の状況は、開設者が令和2年6月3日に相馬市と貸付協定を締結し、農業委員会に貸付規定・貸付協定書の写しを添付のうえ、承認申請を提出している段階、赤枠点線の③、④の部分となります。法律のしくみ・解説手続き等につきましては、以上でございます。

それでは、議案のほうに戻りまして、審査内容について説明いたします。申請人である開設者、土地の所在、土地所有者については、議案書記載のとおりです。特定農地貸付規定、位置図、土地利用計画図については、議案書別紙1及び別紙2のとおりです。議案書19ページの中ほどをご覧ください。貸付規定の第4、貸付条件には、貸付期間は3年以内、賃料は1,000円、営利を目的としないこと等が明記されています。議案書21ページの左側をご覧くださいと、土地の位置については、中村第二小学校から約150メートル

ルで、コンビニエンスストアのローソン及びセブンイレブンの間にある農地でございます。右側の土地利用計画については、市民農園の区画は全47区画で、1区画あたり約10平方メートルでの計画となっております。

また、令和2年6月3日付けで相馬市、申請人、土地所有者の3者間で貸付協定を締結しており、協定書の写しを添付書類として提出いただいております。

以上、書類審査の結果から、議案書18ページに記載の1番、法第2条第2項の特定農地貸付であるための要件(1)から(5)までの要件は、すべて満たしていると判断いたしました。事務局の説明は以上です。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。9番岩本一夫委員願います。

9 番 議案第6号特定農地貸付けの承認申請について、去る7月6日、7番委員、地区担当の推進委員、事務局で現地調査を実施いたしましたので、担当委員を代表して結果を報告いたします。議案書記載の2.の法第3条第3項に規定されている特定農地貸付の承認要件(1)から(4)については、現地での申請人による聞き取り調査、現地での周辺農地の状況、貸付規定を確認し、要件すべてを満たしているものと判断いたしました。よって、特定農地貸付の承認申請については、承認相当であると判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号特定農地貸付けの承認申請については、承認することに決せられました。

 以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日決定したことの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。

 以上をもちまして、第25回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会長 前川 正人

議事録署名委員 7番 丹野 義基

議事録署名委員 8番 佐藤 陽子